

議第14号

平成28年度滋賀県公営競技事業特別会計予算

平成28年度滋賀県の公営競技事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 岁入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ58,590,000千円と定める。

2 岁入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「第1表 岁入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間および限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、350,000千円と定める。

上記の議案を提出する。

平成28年2月17日

滋賀県知事 三月大造

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 公営競技事業収入		千円 36,133,344
	1 公営競技開催収入	36,133,344
2 使用料及び手数料		25,917
	1 使用料	25,917
3 財産収入		1,048
	1 財産運用収入	1,038
	2 財産売払収入	10
4 繰越金		10,000
	1 繰越金	10,000
5 諸収入		22,419,691
	1 施設利用料	61,752
	2 県預金利子	20
	3 受託事業収入	22,320,295
	4 雜入	37,624
歳入合計		58,590,000

歳 出

款	項	金額
1 公 営 競 技 事 業 費		千円 58,223,951
	1 経 営 費	168,046
	2 開 催 費	58,055,905
2 公 債 費		361,049
	1 公 債 費	361,049
3 予 備 費		5,000
	1 予 備 費	5,000
歳 出 合 計		58,590,000

第2表 債務負担行為

番号	事項	期間	限度額
1	公営企業会計システム構築業務	平成29年度から平成33年度まで	19,500千円